

## 広島への転居 ケースワーカー「勉強になりました」

広島が生健会から小倉生健会に「小倉南区で生活保護を利用している70歳の方の広島への転居を支援してほしい」との依頼がありました。

入居している寮が取り壊しになり退去しろと言われていた。弟がいる広島に引っ越したいと希望しているが、保護課が「小倉南区でなければだめだ」と言っている。北九州市は対応がひどいですね」とのことでした。

すぐに寮を訪ねましたが、生健会と保護課の区別がつかない状況の方でした。

保護課のケースワーカー(CW)に寮から電話をし、①寮を出される場合は引っ越し代や

敷金等が支給される。②どこに住むかは国民の権利。③広島までの本人の旅費も普通列車がない中で新幹線の旅費を支給することができるかと伝えました。CWは「そうなんですか勉強になりました」と答えました。

先月号でもCWが「勉強になりました」との記事を掲載しましたが、3年ごとの配転で専門家でないCWが“勉強”したらまた別の部署に配転される。こんな人事制度は市民にも職員にも良くありません。見直すべきです。

その後、広島生健会が引っ越しの段取りを支援し、7月に無事広島へ引っ越すことができました。



## 銀行・ゆうちょの「代理人カード」は、便利で危険

高齢になり自分で金融機関の窓口に行けなくなった時など、本人に代わって入出金の手続きができる「代理人カード」制度が便利です。

口座を持っている人が事前に代理人を指名することで、自分が銀行窓口やATMでの手続きができなくなった時でも、本人に代わる代理人が入出金をすることができるようになります。カード発行には手数料がかかる場合があります。クレジット機能はつきません。

離れて暮らす家族の場合などにも振込手数料が不要になり便利です。代理人になれる

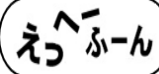
条件や、手続きは金融機関によって異なりますが、基本的には口座を持っている本人が金融機関の窓口で申し込みをします。

ゆうちょ銀行の場合は、免許証、通帳、印鑑で手続きができ、代理人カードの名義人の確認は必要ありません。また、親族でないと代理人なれないという制限もありません。

### ◆便利ですがご注意ください

ただし、使い道をめぐって親族で争いになるケースもあるようです。代理人カードは入出金の手続きを本人に代わってできにすぎず、お金を使える権限を得たわけではありませんのでご注意ください。

小倉生健会  
生活と健康を守る  
一人はみんなのために、みんなは一人のために



## えっふん 食事を運ぶ「ウーバーイーツ(Uber Eats)」に複雑な思い

電話1本で、希望する時間に出来立ての食事を自宅まで運んでくれる米国生まれのウーバーイーツ(UE)。歩道や車道を猛スピードで走り抜けるUEの自転車にヒヤリとしたことはありませんか。

配達1回分の収入は、お店から250円+注文者から105円+60円/Km=基本料金です。その基本料金の10%がUE社の利益として差し引かれます。忙しい時間帯などの加算もあります。

配達員は、企業から雇われるアルバイトではなく、請負の個人事業主なので税金の申告も自分でしなければなりません。もちろん社会保険もありません。

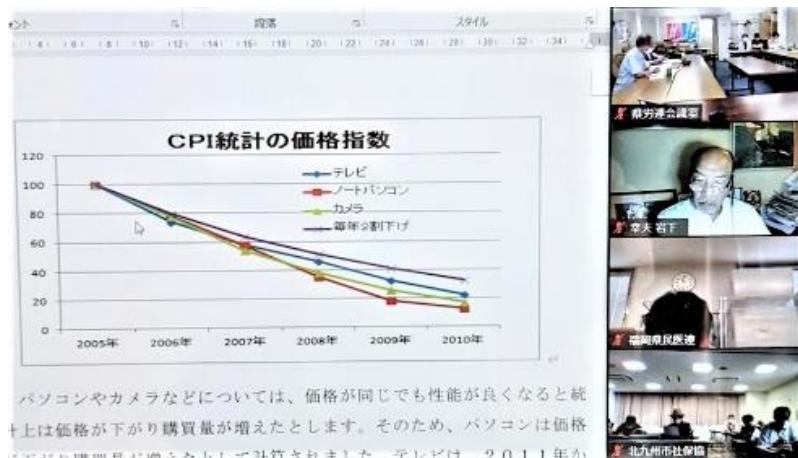
知恵を出して事業を起こし莫大な利益を上げる経営者と、自宅でごちそうを待つ利用者。その一方で収入を得るために街中を駆け回る配達員。

7月26日の夜には赤信号を渡っていた40代の配達員がタクシーにはねられ死亡しました。

“カースト(世襲の階級制度)の影響が今も残るインドでは、カーストの高い労働者に出来立ての弁当を運ぶ仕事を、カーストの低い人がして自らの家族を養う”こんなテレビを数十年前に見て、根強く残る封建制に憤慨したことがあります。

ところが今、同じようなことが世界中で広がっていることに複雑な思いを抱きます。

## 生存権裁判 福岡判決の学習会



パソコンやカメラなどについては、価格が同じでも性能が良くなると統計上は価格が下がり購買量が増えたとします。そのため、パソコンは価格

生活保護費は、2013年～3年連続、2018年～3年間連続で引き下げられました。そのうち、2013年からの保護費引下げの取消しを求める裁判である「生存権裁判」の福岡訴訟不当判決の学習会がオンラインで開催され小倉生健会も参加しました。

学習会では弁護団団長の高木健康弁護士と、星野圭弁護士が講師を務めました。

大阪の勝利判決では「保護費引下げが、被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるか否かという視点」で検討されているが、福岡判決は「厚労大臣の裁量」で引下げを認める不当判決を出した等の話がありました。



## 生活保護申請時の「扶養照会申し出書」を作りました

“裏面”の資料は、生活保護を申請する時のために、写真のように折りたたんで手元に置いてください。

実物はA3の用紙に印刷しています。必要な方は小倉生健会に声をかけてください。



生活保護申請時の「扶養照会」のてびき

「扶養照会」に「同意」することは、生活保護申請の必要条件ではありません

生活に困窮した人が福祉事務所（生活保護課）に行つて「生活保護の申請をしたい」というと、生活保護申請書、収入申告書、資産申告書、家賃証明書の他に「同意書」を提出することを求められます。

この「同意書」には、申請者の住所・氏名や健康状態、資産・収入の他に「扶養義務者の扶養の状況」について報告を求めることが書かれていて、すでに高齢の親兄弟や長く音信が途絶えている親族にまで「扶養義務がある」ので援助できないか」という「照会」が行われてきました。

そのため「親族にまで連絡されるのはいやだ」と生活保護の申請をあきらめなくなりました。また申請したあとで親や兄弟から「恥さらし」などと非難されて、いっそ関係が悪化してしまつたという例もあります。

私たちは、民法の親族扶養義務の規定そのものがすでに時代遅れであり、生活保護申請時の「扶養照会」は止めるべきだと国や市に要求してきました。このことは国会でも取り上げられて、総理大臣が「生活保護は国民の権利」と明言し、厚生労働大臣が「親族の扶養は保護の要件ではない」とも答弁しています。

また、厚労省は「扶養が保護に優先するとは、保護受給者に対して実際に仕送り等の扶養援助が行われた場合は収入と認定して、その援助の金額分だけ保護費を減額するということであり、生活保護の前提条件ではありません」と説明し、全国の福祉事務所に通知もしています。

しかし、実際に生活保護の申請をすると、これまでどおりの「同意書」に署名をして提出することが求められています。

そこで、福祉事務所窓口での取り扱いを、厚労省通知に沿つたものに改め、申請者が親族との間で無用のあつれきに悩まされなくすむようにするため、別紙のような「扶養照会に関する申出書」を一般社団法人「つくろい東京ファンド」の皆さんが考案されましたので、小倉生健会で少しアレンジして添付しました。

生活保護の申請に行く前に、「扶養照会に関する申出書」と「別紙」に記入して、生活保護申請時に提出してください。

生活保護の申請にあつて、DVだけでなく卒親族との関係悪化などの不安を持っている方は、ぜひ活用してください。

なお、分らないこと、不安なことなどがありましたら、小倉生健会までご連絡ください。

この「申出書」を出してみてあなたが福祉事務所を受け取ってもらえなかつた、などの場合もご連絡ください。



(号外) 小倉生健会  
小倉生活と健康を守る会 (全生連 小倉生健会)  
北九州市小倉北区金田2-4-1 田中一郎方 八記博春  
電話：090-1361-0876 fax:093-571-7567  
メールアドレス：yatuki@syd.odn.ne.jp

2021年7月作成

2020年10月からの生活扶助費(北九州市在住)

年齢	0~2	3~5	6~11	12~17	18~19	20~40	41~59	60~64	65~69	70~74	75~	年齢構成(才)	生活扶助費 2020年 10月~
年													73,720
齢													73,930
													73,720
													73,930
													73,590
													71,890
													68,920
													119,360
													119,360
													115,890
													108,590
													141,930
													143,080
													167,360
													149,910
													180,340
													149,910
													147,420
													147,420
													144,700
													141,500
													136,970
													117,050
													140,000
													117,050
													140,710
													117,900
													141,420
													119,630
													151,450
													119,360
													151,450
													119,630
													150,200
													119,360
													117,620
													117,620
													113,970

※上記表は、生活扶助費です。各世帯により、住宅扶助費や加算が付く場合があります。

※ここで言う夫婦等とは、二人で生活していることという。

※数字は切り上げのため、10円単位で異なる場合があります。

生活保護費は、上記の生活扶助費の他に、住宅扶助費・医療扶助費・介護扶助費・教育扶助費・生業扶助費・出産扶助費・葬祭扶助費があります。